

# 令和4年度 富士宮市 事業者向け

## 創エネ・蓄エネ機器設置費等補助金

【補助対象者】 市内に事業所等を有し、市税の滞納がなく、機器の設置又は購入に関し、市の他の補助金を受けていない事業者

※会社法第2条第6号に規定する大会社を除く。

【受付期間】 令和4年10月3日(月)～令和5年1月31日(火)

※予算が上限に達し次第受付終了

【予算額】 令和4年度予算額 : 25,000,000円

【補助対象機器・補助額】 ※詳細は応募要領をご確認ください。

補助対象機器	補助額
太陽光発電システム	1kWあたり2万円（上限額：100万円） ※太陽電池モジュールとパワーコンディショナを比較して低い方の出力に2万円を乗じた金額
定置用リチウムイオン蓄電池	上限額：10万円 ※6年以上のリース契約の場合 上限額：5万円
ビークル・トゥ・ホームシステム	上限額：5万円
クリーンエネルギー自動車	上限額：5万円

【注意事項】 ・機器設置工事着手前・車両登録前に申請してください。

○補助金の詳細、申請書類は富士宮市ホームページをご確認ください。

トップページ → 「事業者の皆さんへ」 → 「産業・環境」 → 「地球温暖化対策」  
→ 「創エネ・蓄エネ機器設置費等補助金(事業者用)」

《 お問い合わせ先 》

富士宮市役所 環境企画課 環境エネルギー室（市役所4階）

〒418-8601 富士宮市弓沢町 150 番地 TEL:0544-22-1131 Mail:kankikaku@city.fujinomiya.lg.jp

# Q & A

## 【補助の対象について】

Q1 個人事業主は補助対象になりますか？

A1 補助対象となります。なお、店舗併用住宅の場合、店舗と居宅で電力量計(スマートメーター)を分けてあり、電力需給契約者が事業所名ならば補助対象となります。

Q2 本社が市外にあり、事務所や店舗が富士宮市にある場合、補助対象となりますか？

A2 補助対象となります。ただし、発電・蓄電した電力を市外の事業所で使用する場合は、**補助対象外**となります。

Q3 市内に支店が複数ある場合、全支店が補助対象ですか？

A3 全支店が補助対象となります。

Q4 設置済みや車両登録済みの場合も補助対象となりますか？

A4 設置済み(車両登録済み)の場合は、**補助対象外**となります。

Q5 中古機器、自作品、中古車を購入する場合は補助対象になりますか？

A5 **補助対象外**です。新品かつ未使用品、新車が対象です。

Q6 太陽光発電設備を増設する場合は、補助対象となりますか？

A6 増設する部分については、補助対象となります。

## 【補助対象機器について】

Q1 燃料電池自動車(FCV)は補助対象になりますか？

A1 **補助対象外**です。

Q2 電気自動車をリースで導入する場合、補助対象になりますか？

A2 **補助対象外**です。自家用として所有し、新規登録する場合、補助対象となります。

Q3 野立てによる太陽光発電設備も補助対象となりますか？

A3 事業所等の敷地内に設置し、事業所の電力として使用する場合は補助対象となります。  
(市条例の抑制区域内の場合、別に届出等が必要になる場合がございます。)